(二)　都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとすることとし、都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第三六条第一項及び第二項関係）

(1)　9(二)による通報又は9(三)による届出を受理すること。

(2)　この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

(3)　障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

(4)　障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5)　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

(6)　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(7)　その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

12　施行期日等

(一)　政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

1　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二三年法律第七三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散に関する規定の削除等、所要の規定の整理を行うこととした。（本則及び附則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七六号）（内閣府本府）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第五七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年六月三〇日とすることとした。

◇民間資金等活用事業推進会議令（政令第一七七号）（内閣府本府）

1　会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとした。（第一条関係）

2　民間資金等活用事業推進会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第二条関係）

3　民間資金等活用事業推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が民間資金等活用事業推進会議に諮って定めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年六月三〇日）から施行することとした。

◇関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（財務省）

1　日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に関する所要の規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第六一条関係）

2　協定の規定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、当該措置の対象となる国際約束に当該協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一九条の二関係）

3　特恵関税制度について、インドを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

4　この政令は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（農林水産省）

1　平均輸入価格の算定の基礎として用いる海外の代表的な粗糖の市価をニューヨークの粗糖に係る商品取引所の公表に係る粗糖の最近月の先物価格とすることとした。（第八条関係）

2　この政令は、平成二三年七月一日から施行することとした。

◇放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八〇号）（総務省）

放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六五号）の施行期日は、平成二三年六月三〇日とすることとした。

◇放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八一号）（総務省）

1　有線テレビジョン放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令は、廃止することとした。（第一条関係）

2　その他関係政令について所要の規定の整備をすることとした。（第二条～第四四条関係）

3　所要の経過措置を定めることとした。

4　この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六五号）の施行の日（平成二三年六月三〇日）から施行することとした。

◇東日本大震災復興対策本部令（政令第一八二号）（内閣官房）

1　東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）の地方機関として、盛岡市に岩手現地対策本部、仙台市に宮城現地対策本部、福島市に福島現地対策本部を置くこととし、管轄区域を、それぞれ岩手県、宮城県、福島県とした。（第一条関係）

2　東日本大震災復興対策本部長補佐

本部に、東日本大震災復興対策本部長補佐二人を置き、内閣官房副長官又は関係府省の副大臣若しくは大臣政務官たる東日本大震災復興対策本部員のうち、内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとした。（第二条関係）

3　東日本大震災復興構想会議

(一)　東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）の議長及び委員の任期は二年とし、非常勤とすることとした。（第三条関係）

(二)　会議に、議長代理二人以内を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てるものとすることとした。（第四条関係）

(三)　特別の事項について助言を求めるため必要があるときは、会議に、非常勤の特別顧問一人を置くことができるものとし、卓越した識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命するものとすることとした。（第五条関係）